

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 55

処 分 名	長期優良住宅建築等計画の変更認定	
処 分 の 概 要	変更認定申請書に基づき変更を認定する。	
根 拠 法 令 名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)	
条 項	第8条第1項 第9条第1項	
所 管 課	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	5日	
標 準 処 理 期 間	計	5日
判 断 基 準	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準を準用する。</p> <p><b>【根拠法令等】</b>                  長期優良住宅の普及の促進に関する法律                  (認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更)                  第8条                  第1項                  第6条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。                  第2項                  前3条の規定は、前項の認定について準用する。</p> <p>(譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等)                  第9条                  第1項                  第5条第3項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた分譲事業者は同項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該譲受人と共同して、速やかに、前条第1項の変更の認定を申請しなければならない。</p> <p>(認定基準等)                  第六条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。                  一 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。                  二 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。                  三 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。                  四 前条第一項又は第二項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。                  イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。
- ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。
- 五 前条第三項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を三十年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。
- ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。
- 六 その他基本方針のうち第四条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。